

泉南市トラック運送事業者 燃料高騰対策支援金のご案内

一般社団法人大阪府トラック協会泉州支部（以下「協会」という。）は、長引く円安等の影響による燃料油価格高騰から、経営状況の厳しい泉南市内のトラック運送事業者に対し、支援金を給付することで、泉南市内のトラック運送事業者の持続的で安定した経営を図ることを目的として、泉南市トラック運送事業者燃料高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給します。

対象者

次のすべての要件に該当している者

- ①資本金又は出資の総額が **10億円**未満の中小法人、又は従業員数 **2,000人**以下の個人事業主
- ②令和7年5月31日および申請時点において、一般（特定）貨物自動車運送事業の許可を得て、泉南市内の営業所に登録されている車両を保有し、**運輸事業を営んでいること**

※協会の会員・非会員を問わず、支給対象となります。

必要書類

- ①泉南市トラック運送事業者燃料高騰対策支援金支給申請書（様式1）
- ②事業用車両申請一覧表（様式2）
- ③誓約・同意書（様式3）
- ④申請する車両に係る自動車検査証の写し

支援金の額 一般（特定）貨物自動車1台あたり **5,000円**

申請受付期間

令和7年7月1日～令和7年8月29日

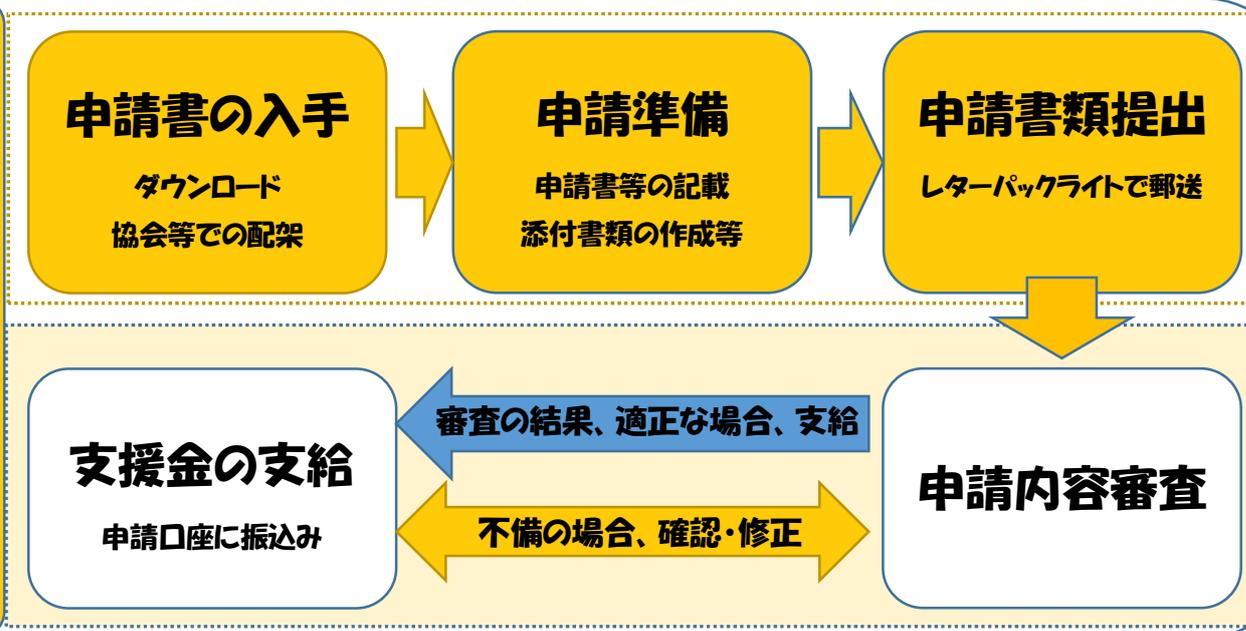
申請方法

- 郵送された申請書類または協会ホームページから申請書類をダウンロードして郵送してください。（郵送されたものと同内容）
URL: <http://sensyu.truck.or.jp/>
- 申請書類は、協会及び泉南市、関係機関でも配架する予定です。
- 郵便物の追跡可能な「レターパックライト」で下記の申請先まで郵送してください。
- 令和7年8月29日が申請期限（消印有効）となります。

対象車両

- 支給要件を満たす事業者が、令和7年5月31日時点で登録し、事業に用いている貨物自動車対象車両です。（賃貸借やリースの方法により使用している車両も含みます。）
- ただし、被牽引車など原動機を有しない車両、軽貨物自動車は除きます。
- 自動車検査証の使用の本拠の位置が「泉南市」の車両が対象車両です。

申請の流れ



申請先・お問合せ先

一般社団法人大阪府トラック協会泉州支部 TEL : 072-245-8181

受付時間 9:00~12:00、13:00~17:00 ※土日、休日を除く

【申請書送付先】〒592-8334 堺市西区浜寺石津町中1丁目9-19
一般社団法人大阪府トラック協会泉州支部 宛